

# 受託業務管理規則

【通常取引】

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

平成22年1月18日 改訂

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引の受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行い、もって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

(管理担当班の組織)

第2条 当社は適法かつ適正な受託業務を遂行するため、管理担当班として監査本部を設置する。また、支店・営業店等設置した場合は当該箇所にも管理担当班を配置する。

2. 管理担当班の最高責任者は監査本部長が就任するものとし、会社の定款、法令その他会社が定める諸規則に拘束される他は独立して職務を執行する。
3. 監査本部に必要な応じて「センター」、「室」等のセクションを置くことができる。

(総括管理責任者)

第2条の2 監査本部長は、受託業務の管理担当最高責任者として総括管理責任者となる。

また、監査本部に副本部長を置くときは、この者を総括副管理責任者とすることができる。

① 総括管理責任者の職務

- 商品取引所法、同法に基づく「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」及び「受託業務管理規則」を適正に運用し、委託者の保護を確保することについて取締役会と連帯して責任を負う。
- 受託業務の遂行の状況について取締役会・経営会議等に報告し、必要があるときは改善の勧告等を行う。
- 適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の例外の取扱いに係る可否を決裁する。
- 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を決裁する。
- 商品先物取引の経験の有無についての判定を行う。

② 総括副管理責任者の職務

- 総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が不在のときは総括管理責任者を代理する。ただし、この場合、代理した職務の執行につき速やかに総括管理責任者に報告し、その承認を得なければならない。
- 統括管理責任者が不在のとき、統括管理責任者の職務を代行する。
- 監査本部の役職員の職務の遂行状況及び外務員の勧誘及び受託業務を監督する。

(統括管理責任者)

第2条の3 監査本部に統括管理責任者を配置する。また、支店・営業店等設置した場合は当該箇所にも統括管理責任者を配置する。

#### ① 統括管理責任者の職務

- 日常の適合性の審査と決裁に係る業務
- 「受託契約準則」第11条第2項に定める取引証拠金等の特例取扱いの申出に係る決裁
- 再勧誘禁止顧客の発信規制システムの管理
- 受託業務の遂行状況の点検
- 苦情、紛議が発生した際の営業部門への調査
- 現金の受渡しを行う必要性等についての審査

#### (監査本部の職務)

##### 第2条の4

##### 監査本部の職務

- 「受託業務管理規則」の適正な運営と実施を図るための諸施策を立案し、営業部門に対しこの規則を遵守するように指導する。
- 委託者との面談、通信等を通じて委託者の情報を収集する。
- お客様相談室を設置し、顧客の問い合わせ等に適宜対応する。
- 「適合性の原則」の審査に係る最前線部署として、委託者の知識・経験・財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らし不相当と認められる恐れのある取引や合理性に疑いのある取引の発見及び営業部に対するこれら売買の状況の確認を行う。
- 「確認シート」、「重要事項の説明書①」に関する理解確認書、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書、「口座設定申込書」等の契約書類の点検及び委託者へのヒアリングを実施し、受託の適否を行う。
- 投資可能資金額の増額に係る申出の審査を実施し、意見を添えて総括管理責任者へ上申する。
- 前項の審査の際、審査者は当該顧客へ直接連絡のうえ、次の点を確認する。
  - ① 当該顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。
  - ② 当該顧客が資産の裏付けとして提出した証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）または当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報を記載した書面について、その記載内容が事実と相違ないこと。

#### (業務本部業務部業務課の職務)

##### 第2条の5

##### 業務本部業務部業務課の職務

- 受託契約に係る一切の契約書類、委託者からの受領書類等の点検、管理、保管の業務を行う。

- 「顧客カード」、契約関係書類（の写し）等備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備し適正に保管する。

（管理担当班の独立性）

第3条 監査本部は営業部門の指揮命令系統に属さない。

- 2. 監査本部の役職員は営業部門の職務を兼務してはならない。

（迷惑勧誘の禁止）

第4条 勧誘者は、顧客に迷惑を覚えさせるような仕方で委託の勧誘をしてはならない。

- 2. 前項において「迷惑を覚えさせるような仕方」とは例示的には次に該当する勧誘であり、顧客による事前の具体的な指示または承諾がない限り、このような勧誘を行ってはならない。
  - ① 迷惑な時間帯（午後9時から午前8時を目安とする）に電話または訪問により勧誘すること。
  - ② 顧客の意思に反して長時間にわたり勧誘すること。
  - ③ 顧客に対して威したり、困惑させたりまたは不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
  - ④ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法により勧誘すること。
- 3. 営業部、監査本部の役職員は、顧客にとって最適な勧誘、面談、連絡等を行うために、顧客が希望する連絡の時間、方法等の情報の収集に努める。

（商品先物取引の勧誘である旨の告知）

第5条 勧誘を行おうとする者は、勧誘に先立って会社の商号、勧誘する外務員の所属及び氏名、「商品先物取引の勧誘であること」を告げることに無しに商品先物取引の勧誘を行ってはならない。

- 2. 前項の「商品先物取引の勧誘であること」の告知においては、「商品先物取引」の呼称を明示し、現物や有価証券の取引または元本・利益の保証がある取引と誤認させないように努めなければならない。
- 3. 本条の告知を行った者は、当該告知を行った顧客の氏名、告知した日時・場所、告知の方法を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

（商品先物取引の勧誘を受ける意思の確認）

第6条 勧誘を行なおうとする者は、勧誘の相手方に対して商品先物取引の勧誘を受けるかどうかについて意思を確認し、その承諾を得た場合に限り商品先物取引の勧誘を行うことができる。

2. 前項の確認を行った者は当該確認を行った顧客の氏名、確認した日時・場所、確認の方法、顧客の確認の具体的な内容を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(再勧誘の禁止)

第7条 前二条に規定する告知、確認及び商品先物取引の勧誘のいずれの時点においても、顧客から「商品先物取引の勧誘を受けない」、「商品先物取引の委託をしない」旨の意思表示がなされた場合には直ちに勧誘を中止し、当該勧誘者はもとより当社の他の者も当該顧客を再び勧誘してはならない。

2. 前項の意思表示がなされた場合には、当該意思表示を受けた者は、その顧客の住所、氏名、電話番号、意思表示のあった日時・場所、当該意思表示の態様を「勧誘拒否者情報記録簿」に記録し、監査本部へ報告しなければならない。
3. 監査本部において前項の報告を受けた場合には、当該顧客の電話番号を発信規制システム及び勧誘拒否者一覧へ登録し、再勧誘の禁止の徹底を図るものとする。

(事前交付書面(「委託のガイド」)の事前交付)

第8条 勧誘を行う者は、勧誘の相手方に対して当該勧誘の冒頭に「委託のガイド」を交付しなければならない。

(「確認シート」による確認)

第9条 勧誘を行う者は、前条の「委託のガイド」の交付後、次の事項について「確認シート」により勧誘の相手方から相違ない旨の確認を求めなければならない。

- ① 第4条の「迷惑な勧誘」に該当するような勧誘を行っていないこと。
  - ② 第5条の「告知」を確実にしていること。
  - ③ 第6条の「勧誘を受ける旨の意思の確認」を確実にいき、勧誘の相手方がこれを承諾していること。
  - ④ 勧誘の冒頭に第8条の事前交付書面(「商品先物取引—委託のガイド—」)を交付し、勧誘の相手方がこれを受領したこと。
2. 「委託のガイド」の交付を郵送等により行う場合には、相手方への到着後、本条の「確認シート」による確認を行わなければならない。
  3. 勧誘を行う者は、「確認シート」を徴求したときは監査本部へ提出しなければならない。

(法定の説明事項の説明義務)

第10条 勧誘を行う者は、商品取引所法第217条第1項に定める事項について、「委託のガイド」に基づき同ガイドに示された手順にしたがって顧客に説明しなければならない。

ない。

2. 前項の説明においては、説明者は、適宜、図表等を用いて顧客の理解を確かめながら説明しなければならない。
3. 「委託のガイド」を交付せずになされた説明は、本条の説明を果たしたものとみなさない。
4. 本条の説明及び第11条に定める「重要事項の説明書」に基づく説明は、顧客から「説明は不要である」旨の意思表示があってもこれを説明しなければならない。ただし、当該顧客が商品取引所法第218条第1項に定める専門知識及び経験を有する者である場合を除く。

(「重要事項の説明書」による説明と確認)

第11条 勧誘を行う者は、前条の説明を行った後、特に次の事項については顧客の理解の確認を書面により行わなければならない。その確認は「重要事項の説明書」により行うものとする。

- ① 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（大きな利益または損失）が生じるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
- ② 商品先物取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあること。
- ③ その他「商品先物取引－委託のガイド」に記載されている主務省令で定める事項。
- ④ 当社（商品取引員）は、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠けまたは欠けることとなる恐れがないように受託業務を遂行することが求められていること。
- ⑤ 「投資可能資金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（追証等全ての証拠金を含む）の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額であり、損失が発生するとその額が減額されるものであること。
- ⑥ 第25条に定める商品先物取引の未経験者の保護措置の趣旨とその概要。
- ⑦ 委託者が注文を出す際に指示しなければならない事項の説明。
- ⑧ 商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金についての発生する仕組みについての説明。
- ⑨ 追証などを預託しない場合の建玉の処分方法について。
- ⑩ 預かり証拠金余剰額の返還方法と時期について。
- ⑪ 通常の受託における委託手数料の徴収の時期と額の説明。
- ⑫ 通常の受託における委託手数料と異なる手数料体系を採っている取引等の説明。

- ⑬ 商品取引員の禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨の説明。
  - ⑭ 両建を行う場合、委託者の十分な理解が必要であること。
  - ⑮ 当社も取引所会員として自己取引を行っていること。商品取引員は故意に自己の取引を委託者の取引に対当させて委託者の利益を害することとなるような取引をすることを禁じられていること。
  - ⑯ 約諾書の性格（危険性の了知と取引の自己責任）について。
2. 前項の理解の確認に当たっては、まず前項①号及び②号の確認を行い、その確認を得た上で③号以下の確認を行うものとする。
3. 第1項の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明者は顧客より「重要事項の説明書①」に関する理解確認書（正・副本）の所定の箇所に署名押印を求めるものとし、次に第1項③号以下の説明及び第12条の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書（正・副本）所定の箇所に署名押印を求め、同説明書の正本を受領するものとする。

（「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明と交付）

- 第12条 勧誘を行う者は、「予測が外れた場合の売買の対処について」に基づいて決済、追証、難平、途転、両建の各取引についてその目的と効果を説明しなければならない。
2. 前項の説明において、追証の入証、難平、途転、両建の各取引については預託すべき取引証拠金及び徴収される委託手数料の負担が増すこと、これらの取引によっても尚損失が回復されず、または、損失が拡大する恐れがあることを説明しなければならない。
3. さらに両建の説明については、次の説明をしなければならない。
- ① 同一銘柄、同一限月、同一枚数の両建の勧誘は禁止されていること
  - ② 期限または枚数が異なる両建であっても、本条第1項及び第2項の説明につき委託者の理解が不十分であると認められる場合には受託できないこと

（「口座設定申込書」の徴求）

- 第13条 顧客が商品先物取引の委託を希望する場合は、当該顧客から「口座設定申込書」を徴求しなければならない。
2. 「口座設定申込書」は次の手続きを全て経ていなければ、その記入を求め、または、申込みを受けてはならない。
- (1) 第9条の「確認シート」による確認を終えていること。
  - (2) 第10条の「委託のガイド」の交付・説明を終えていること。
  - (3) 第11条の「重要事項の説明書」の説明・交付を行い、同条第3項の受領をしていること。
  - (4) 第12条の「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明・交付を行い第11

条第3項の受領をしていること。

3. 「口座設定申込書」は副本を必ず当該顧客に留め置くものとする。

(委託者の属性の調査)

第14条 勧誘を行う者は、商品先物取引の委託を行おうとする顧客の属性を把握し、当該顧客の取引が適合性の原則に反するものとならないよう「口座設定申込書」において顧客の自署により次の事項について申告を受けなければならない。

- ① 氏名
- ② 性別、住所
- ③ 生年月日
- ④ 職業、勤務先、所属部署及び役職
- ⑤ 収入
- ⑥ 資産の状況
- ⑦ 投資可能資金額
- ⑧ 商品先物取引その他の投資経験の有無等
- ⑨ 受託契約を締結する目的

2. 勧誘を行う者または適合性の審査に関わる者は、顧客に最適なサービスを実施するため、前項に掲げる事項の他、家族構成、勤務先の所在地、取引の動機等についても情報を収集し、取引開始後についても属性情報の的確な把握に努め判明した情報は「顧客カード」に記載し、不断に更新しなければならない。
3. 第1項に掲げる事項の内、「④職業、勤務先、所属部署及び役職」、「⑤収入」及び「⑥資産の状況」については、監査本部にて最低でも6ヵ月ごとに再調査を行い、顧客の取引が適合性の原則に照らして不相当となっていないことなどを点検しなければならない。又、営業部門にて把握している顧客の情報は、すべて監査本部に報告するなどしてその属性調査に協力しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査①)

第15条 顧客より「口座設定申込書」の差し入れを受けたときは、勧誘者は「顧客カード」の所定の事項を記入し、「口座設定申込書」、「確認シート」、「重要事項の説明書①」に関する理解確認書、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書（以下『「口座設定申込書」等』という）とともに監査本部へ提出しなければならない。

2. 監査本部員は前項の「顧客カード」と「口座設定申込書」等を点検し、不備がないことを確認の後、当該顧客に対して電話または訪問により「ヒアリングシート」による確認を行わなければならない。
3. 前項の確認は勧誘者に行わせてはならない。また、勧誘者と同行で実施してはなら

ない。

4. 第2項の「ヒアリングシート」による確認の結果、確認をした監査本部員が顧客の理解が不十分であると認めた項目については、当該監査本部員が説明し顧客の理解を得るか、もしくは勧誘者にその旨通知のうえ顧客の理解が不十分な点について再度説明させなければならない。この場合、当該勧誘者は、顧客の理解を得られるまでの経過について統括管理責任者へ報告しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査②)

第16条 統括管理責任者は、前条の「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を精査し、当該顧客が次の要件を満たす場合、受託を許可するものとする。

- (1) 当該顧客が第19条に定める「常に不相当と認められる委託者」に該当していないこと
- (2) 当該顧客が第20条に定める「原則として不相当と認められる委託者」に該当していないこと
- (3) 当該顧客が第25条に定める「商品先物取引の未経験者」ではない旨申告しているときは、第26条に定める判定を完了していること
- (4) 当該顧客の属性について、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていないこと

(適合性の審査－日常の審査③)

第17条 前条第(1)号において、当該顧客が「常に不相当と認められる委託者」に該当することが判明した場合には、統括管理責任者は直ちに勧誘を中止するよう勧誘者に勧告しなければならない。

2. ① 前条第(2)号において、当該顧客が「原則として不相当と認められる委託者」に該当し、または、該当する恐れがあると認められる場合には、統括管理責任者は直ちにその旨勧誘者に通知し、勧誘を保留するよう勧告しなければならない。この場合、統括管理責任者または監査本部員は、勧誘者に対して勧誘の状況等について聴き取りのうえ、当該顧客が商品先物取引の委託を希望しているかどうかについて顧客本人に確認しなければならない。
- ② 前号において、顧客が商品先物取引の委託を希望するときは、第21条に定める手続きにより統括管理責任者が決裁する。
3. 前条第(3)号において、当該顧客が「商品先物取引の未経験者」ではない旨述べた場合については第26条に定める。
4. 前条第(4)号において、統括管理責任者は、当該顧客の属性について、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていると認めた場合は、営業

部員に再調査を命じ、または、当該顧客から資産の状況を示す証書（第21条第1項に準じる）の提出を求め、これら再調査の結果または証書等に基づいて受託の適否を決裁する。

（「約諾書」と取引証拠金等の受領の時期）

第18条 統括管理責任者または総括管理責任者が受託を認めたときは、顧客から「約諾書」の差し入れを受け、取引証拠金等の預託を受けることができる。

（常に不相当と認められる勧誘及び受託）

第19条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者は「常に不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- （1） 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- （2） 年金・恩給・退職金・保険金等により主として生計を維持する者（以下、「年金等生活者」という）

※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半を占める場合をいう。

- （3） 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - （4） 長期療養者及びこれに準ずる者
  - （5） 破産者で復権を得ない者
  - （6） 所得を有しない者（無職等）
  - （7） 20歳代の会社員で役職を有しない者
  - （8） 商品先物取引をするための借入れをする者
  - （9） 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
2. 勧誘の途上において顧客が前各号に該当していることが判明した場合には、勧誘者は直ちに勧誘を中止しなければならない。この場合、勧誘者は第7条に定める再勧誘の禁止に準じた処置を取らなければならない。
3. 取引の期間中において委託者が前各号に該当することとなり、または該当する恐れがあると認められる場合には、営業部の取引担当者は直ちにその旨監査本部へ通知しなければならない。この場合、監査本部は調査を行い、その結果、当該顧客に適合性がないと判断された場合には直ちに当該委託者と協議の上取引を精算するものとする。

（原則として不相当と認められる勧誘及び受託）

第20条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者に対する勧誘を「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者へ

の勧誘及び受託を行わない。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 年収500万円未満の者
- (3) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。  
証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。  
国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者  
民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。(以下「公金取扱者等」という)

(「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の例外要件)

第21条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する顧客が商品先物取引の委託を希望し、かつ、当該顧客が次の各号の要件を全て満たす場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。

- (1) 当該顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該顧客がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 顧客が次の内容を記載した自署申出書による申告があること
  - ① 顧客が、自ら適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」であることを理解していること。
  - ② 顧客が、「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」の例外要件を自ら満たしていることを確認していること。

2. 前条第1項(1)号に該当する顧客より受託した場合には、前項に定める例外要件を全て満たし、直近の3年以内に延べ90日以上取引経験がある者は、第26条に定める未経験者ではない旨を示す、根拠書類を提出する場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。ただし、第25条に定める未経験者の保護措置期間である取引開始日から3ヶ月間は、取引出来る一定量を超えることとなる勧誘及び受託を行ってはならない。当該顧客が老後の生活の備えとして蓄えた資金まで投下することのないように特に留意しなければならない。また、70歳未満の者であっても、65歳以上の者については、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。

3. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。
4. 既に取り中の委託者が、第20条の各号に該当することとなった場合においても同様に審査する。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止)

第22条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超えることとなる取引を勧誘し、または受託することは「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」であって、勧誘者はみだりに投資可能資金額を超えることとなる取引の勧誘及び受託を行い、または、投資可能資金額を増額することを勧誘してはならない。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止の例外)

第23条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額を増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の勧誘及び受託を認めることがある。

- (1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 委託者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること。
  - ① 勧誘者が、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。
  - ② 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。

2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(電子取引委託者の受託)

第24条 当社は、電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客には、一切、勧誘を行わない。電子取引の受託については、別途、受託業務管理規則(電子取引用)にて定める。

(商品先物取引の未経験者の保護措置)

第25条 当社で商品先物取引の委託を開始しようとする委託者が、取引開始の日の直近3年以内に他社または当社において延べ90日間以上の商品先物取引の経験がない

場合、この委託者を「商品先物取引の未経験者（以下「未経験者」という）」と定め、次のとおり、商品先物取引の仕組みやリスクについての理解と習熟を図るための保護措置を設ける。

- (1) 未経験者の保護措置期間は取引開始の日から3ヵ月間とし、この期間は短縮しない。
  - (2) 未経験者が保護措置期間内に取引するのにふさわしい取引の量の上限（以下「取引できる一定量」という）は、投資可能資金額の1/3（1万円未満を切り捨て）とする。
  - (3) 投資可能資金額の1/3とは、建玉時に必要な取引証拠金等の額を指し、取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まない。
2. 勧誘者は、当該保護措置期間において取引できる一定量を超えることとなる取引の勧誘をしてはならない。

（商品先物取引の未経験者の判定の審査）

第26条 顧客が未経験者ではない旨申し述べる時は、当該顧客が当社で取引しようとする日の直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験があることを示す書類（「売買報告書」「売買計算書」「残高照合通知書」等）の提出を求めるものとする。

2. 総括管理責任者は前項の書類、「口座設定申込書」記載の顧客の属性、「確認シート」による確認の状況、勧誘者または監査本部員の報告等を精査し、当該顧客へヒアリングを実施したうえで当該顧客の取扱いについて商品先物取引の未経験者またはそうでない者としての判定を行う。

（商品先物取引未経験者の保護措置の例外）

第27条 第25条第2項の規定に関わらず、未経験者が希望する場合で次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、取引できる一定量をその増額された投資可能資金額の1/3まで引き上げることを認めることがある。

- (1) 当該未経験者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、当該未経験者がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）を提出すること。この証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該未経験者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 当該未経験者が、監査本部が実施する「理解度シート」を受検し、その結果、当該未経験者が商品先物取引に習熟していると認められること。
- (3) 当該未経験者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること
  - ① 勧誘者が、投資可能資金額を増額するよう勧誘することは、適合性の原則に照らし

て「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の対象であり、特に未経験者に対し、取引できる一定量を超える取引を勧誘することは、未経験者保護の観点から「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。

- ② 商品先物取引の未経験者に対する保護措置の趣旨と内容
- ③ 本条に定める例外の要件を自らが満たしていること。

2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(審査記録の作成及び保存)

第28条 本規則に定める全ての審査について、その判断根拠を含めた記録を作成しなければならない。

2. 前項の審査記録及び「申出書」等の添付書類等の保存期間は、取引終了の日から3年間とする。

(「顧客カード」の活用と保存)

第29条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則った勧誘やサービスを提供するための重要書類である。

2. 営業部の取引担当者、監査本部及び業務部業務課の担当者は、適宜、顧客の属性、顧客との連絡・通信の状況及び各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新し、厳重に保管しなければならない。
3. 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

(不正資金の流入防止)

第30条 当社は、不正資金の流入防止を図るため監査本部と営業部門は連携し次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 第20条第1項(3)に定める公金取扱者等が、商品先物取引へ私的に参入する場合については、第21条第1項の申出書を必ず徴収する。
- (2) 委託者の実入金額が3000万円を超えた場合は、監査本部にて、当該資金の性質、保有資産の状況等について訪問や郵送等により、当該委託者から資産の状況を示す証書等「第21条第1項(1)に準じる」の提出を求め、当該委託者の資金について調査を行うものとする。また、3000万円に満たない場合においても監査本部または営業部門にて、電話、訪問または残高照合通知書徴収等により、当該委託者の資金について確認を行う場合がある。なお、総括管理責任者及び統括管理責任者が必要と認めた場合は外部機関による調査を行うものとする。
- (3) 不正資金の流入防止のための調査を行ったときは、その記録を作成し、これを取引終了から3年間保存する。
- (4) 不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、その後の新た

な証拠金の預託（入金）及び新たな建玉の受注は行わないものとし、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請し処分後は速やかに清算するものとする。なお、調査において当該委託者が、資産の状況を示す証書等「第21条第1項（1）に準じる」の提出をしない場合、又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断しその後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わないものとする。

（取引証拠金の額等に係る措置）

第31条 当社が定める取引証拠金の額等は、全ての上場商品につき取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 当社は、取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

（委託者との入出金に係る管理措置）

第32条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については統括管理責任者が委託者ごとにその必要性等について個別に審査する。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
3. 外務員が委託者から現金で入出金したときは、監査本部員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認する。
4. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。

（受託業務における違反行為の懲戒）

第33条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うにあたっては、商品取引所法、同法施行規則等関連法令、日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」及び本規則に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項の法令及び規則等に違反した者は、当該違反行為の態様の悪質性、委託者または当社が被った損害の程度等を勘案し、当社「就業規則」の規定に基づき懲戒処分に処す。
3. 前項の懲戒の種類及び程度を決定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - （1）その違反行為が悪質で、かつ、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 懲戒解雇または登録外務員の登録の抹消
  - （2）その違反行為は悪質であるが、その結果が重大または被害が甚大でない場合 … 登録外務員の登録の抹消または期間を定めて行う職務の停止

- (3) その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 前同
- (4) 前各号の程度によっては当該違反者の上長・監督者も管理者として処分の対象となる。
- 4. 前項の基準は、当該違反行為に至る動機、故意または過失の有無等や当該違反者の過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとし、「就業規則」の定めに基づき、職位職責の降格、降給、減給等の処分も併せて行う。
- 5. 懲戒委員会は、本条の懲戒処分を実施するについて統括管理責任者以上の者に意見を求めるものとする。

(取引の区分)

第34条 当社は、委託取引及び自己取引を行う部署を区分することとし、役職員が両部署を兼務することのないよう措置するものとする。

(広告宣伝に係る管理措置)

第35条 当社の広告規則に基づき、業務本部本部長を広告管理責任者と定め、社内審査を行うものとする。

(勧誘方針の策定及び公表)

- 第36条 勧誘方針を策定し、適合性の原則に基づく勧誘を行うこと、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明すること、その他の勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めることとする。
- 2 前項の勧誘方針を本店、支店その他の営業所等において開示するほか、当社のホームページに掲載する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第37条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(「受託業務管理規則」の制定及び改廃)

第38条 この規則の制定及び改廃は取締役会の決議により行う。

## 附 則

1. この規則は、平成10年9月1日より実施することとし従来のものは廃止する。
2. この規則は、第13条を変更、第14条及び第15条を追加し平成11年4月1日より実施する。
3. この規則は、第3条7項及び第10条を変更し平成11年12月1日より実施する。
4. この規則は、第4条第1項(1)を変更、同条第3項を新設、第7条第4項を新設、第8条第2項但し書き以下を追加して平成12年4月1日より実施する。
5. この規則は、平成12年11月1日より実施することとし従来のものは廃止する。
6. この規則は、第2条第3項を変更、第4条第1項を変更、同条同項(2)を変更、(8)及び(9)を追加、同条第2項を変更、同条第4項を追加、第5条第3項及び第4項を追加、第6条第1項(3)を変更、第7条第3項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、同条第6項を追加、第8条第1項(3)を変更、同条第2項を変更して平成13年8月1日より実施する。
7. この規則は、第7条第3項を変更して平成14年3月1日より実施する。
8. この規則は、第3条第8項、第7条第1項及び第6項を変更して平成14年4月1日より実施する。
9. この規則は、第4条第1項8を追加、同条第9項を削除、第7条第3項を変更、同条第6項を変更して平成14年8月1日より実施する。
10. この規則は、第4条第1項(8)を変更して平成14年11月1日より実施する。
11. この規則は、第9条を変更して平成15年4月1日より実施する。
12. この規則は、第10条を新設して平成15年6月6日より実施する。
13. この規則は、第4条第1項(8)、同条第4項を変更して平成16年11月1日より実施する。
14. この規則は、改正商品取引所法にともない平成17年5月1日より実施する。
15. この規則は、第2条第1項を変更して平成17年9月1日より実施する。
16. この規則は、第2条第3項②号、同条同項③号を変更、同条第4項を変更、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第15条第1項を変更、同条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2項①号を変更、同条第4項を変更、第21条第3項を変更、第23条第2項を変更、第26条第2項を変更、第27条第2項を変更して平成17年12月1日より実施する。
17. この規則は、第2条を変更、第3条第1項を変更、同条第2項を変更、第4条第3項を変更、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第15条第1項を変更、同条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2項を変更、同条第4項を変更、第21条第3項を変更、

第23条第2項を変更、第24条第2項を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第26条第2項を変更、第27条第1項(2)号を変更、同条第2項を変更、第29条第2項を変更、第34条を変更して平成18年8月1日より実施する。

18. この規則は、第19条第1項(6)を変更して平成19年1月4日より実施する。
19. この規則は、第2条第1項を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、第2条の2①を変更、第2条の3を変更、同条①を変更、第2条の4(1)を変更、同条(2)を変更、同条(3)を削除、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第11条③を変更、同条④を変更、同条③から⑤を④から⑥に繰り下げ、同条⑦を変更、同条⑧を変更、同条⑨を変更、同条⑩から⑮を追加、第14条⑨を追加、第15条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2①項を変更、同条第4項を変更、第19条(10)を追加、同条第3項を変更、第21条第3項を変更、第23条第2項を変更、第24条第3項を変更、同条第5項を変更、第26条第2項を変更、第27条第1項(2)を変更、同条第2項を変更、第29条第2項を変更、第34条を変更、第11条③を変更、以下繰り下げして平成19年11月1日より実施する。
20. この規則は、第2条の3①を変更、第2条の4(1)を変更、第11条⑥を変更、第13条から第31条まで繰り下げして第13条を追加、第14条(5)を追加、第16条第1項を変更、第17条第1項(1)から(3)を変更、第18条第2項②を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、第25条第4項を変更、第28条第1項を変更、第31条第1項(1)を変更、第33条を追加、第33条から第37条まで2条繰り下げして平成20年1月7日より実施する。
21. この規則は、第2条第2項を変更、第20条第1項(8)を削除、同条第1項(9)(10)を繰り上げ、第21条第1項(1)を変更、第22条第2項を変更、第25条第1項を変更、同条第2項から第6項まで削除、第36条第1項を変更して平成20年6月9日より実施する。
22. この規則は、第11条第1項⑩を追加して平成20年10月22日より実施する。
23. この規則は、第2条第3項を変更、同条第4項を削除、第2条の4(2)を削除、第2条の5を変更、第30条を変更、第36条を変更して平成21年3月16日より実施する。
24. この規則は、第2条の4を変更、第11条⑥を変更、同条⑧を変更、同条⑩を変更、同条第3項を削除、同条第4項を変更し同条第3項に繰り上げ、第12条第4項を削除、第13条を削除し以下繰り上げ、第14条第2項(5)号を削除、第16条

を変更して平成21年7月1日より実施する。

25. この規則は、第7条第3項を変更、第9条第1項を変更、同条第2項を変更、第13条第2項(3)(4)を変更、第14条第1項④を変更、同条第2項を変更、同条第3項を変更、第19条第1項(3)を変更、第20条第1項(3)を変更、第21条第4項を追加、第22条第1項を変更、第30条第1項を変更、同条第1項(1)(2)を変更、(3)を追加し、(3)を(4)に繰り下げして平成21年10月20日より実施する。
26. この規則は、第2条第1項を変更、第2条の3を変更、第2条の4を変更、第2条の5を新設、第5条第1項を変更、第15条第4項を変更、第16条第1項を変更、第17条第4項を変更、第29条第2項を変更して平成22年1月18日より実施する。